

みつぼし
フライト

りそな・リスクコントロールファンド2019-09

愛称：みつぼしフライト2019-09

単位型投信/内外/資産複合

<ポートフォリオの状況について>

平素より弊社ファンドをご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

当ファンドは2019年9月17日に約476億円で設定され運用を開始いたしました。当資料では、運用開始時から9月末現在までのポートフォリオの運用状況、および今後の運用方針等についてご報告いたします。

ポートフォリオの状況（2019年9月末時点）

資産別構成比率

国内債券	14.9%
先進国債券（為替ヘッジあり）	60.2%
国内株式	2.5%
先進国株式	14.7%
新興国株式	2.4%
新興国債券	1.2%
国内リート	1.3%
先進国リート	2.5%
短期公社債等	0.0%
現金等	0.1%
合計	100.0%

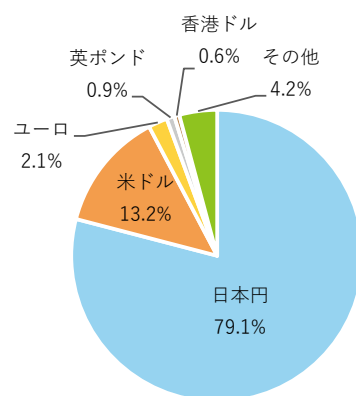
※上記各資産の比率は各資産を主要投資対象とするマザーファンドの組入比率です。短期公社債等の比率はRAMマネーマザーファンドの組入比率であり、ベビーファンドが直接保有する現金やコールローン等の短期金融資産を含みません。

*1：国内債券＋先進国債券（為替ヘッジあり）

*2：国内株式＋先進国株式＋新興国株式＋新興国債券＋国内リート＋先進国リート

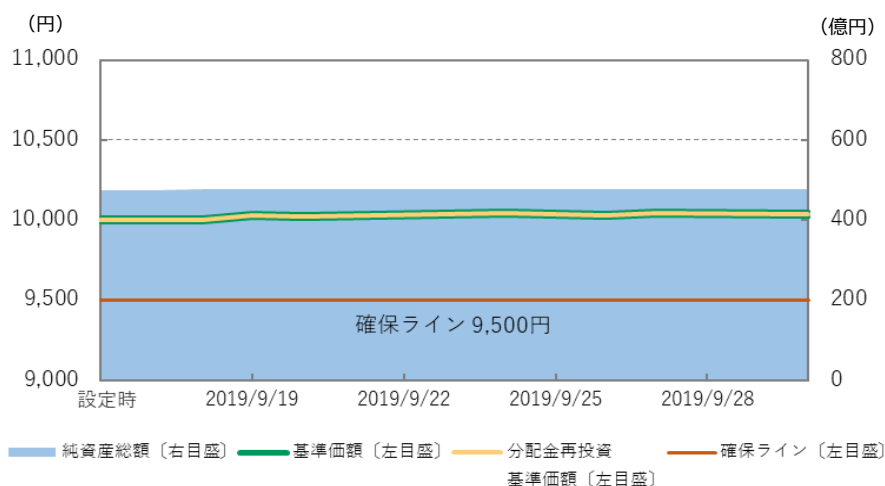
*3：短期公社債＋現金等

通貨別構成比率



※上記通貨別構成比率は、各マザーファンドが実質的に保有している株式・債券等の通貨を基準に算出しています。

基準価額・純資産総額の推移（2019/9/17～2019/9/30）



基準価額

10,035円

純資産総額

477.2億円

2019年9月30日時点

●基準価額（1万口当たり）は、運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。●分配金再投資基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に、収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、委託会社が公表している基準価額とは異なります。●基準価額および課税前分配金は1万口当たりで表示しています。●上記はあくまで過去の実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。●現金等には未収、未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。●上記構成比率は、ファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

**みつぼし
フライト**
りそな・リスクコントロールファンド2019-09
愛称：みつぼしフライト2019-09
単位型投信/内外/資産複合
<ポートフォリオの状況について>
ファンドマネージャーのコメント ※今後の運用方針は作成基準日現在の見解であり、将来の市況環境の変動により変更される場合があります。

■設定時のポートフォリオについて

設定時のポートフォリオは、定量的手法による投資環境の判断にもとづき、成長性重視資産の組入比率を約25%として運用を開始しました。この定量的手法は、複数のマーケット指標を組み合わせることで、現在の市場がリスクオン（リスク選好的）の状態かリスクオフ（リスク回避的）の状態かを数値的に判断するものです。一般的に、リスクオンの局面では株式などの高リスク資産が比較的高パフォーマンスとなり、リスクオフの局面では債券などの低リスク資産が比較的堅調なパフォーマンスとなることから、定量的手法により算出した指数が上昇（リスクオンが進行）した場合は成長性重視資産を引き上げ、指数が下落（リスクオフが進行）した場合は成長性重視資産を引き下げます。

当ファンドでは、成長性重視資産を10%程度から30%程度の範囲で変更しますが、ファンド設定時は定量的手法により市場が中立よりもリスクオンと判断されたことから、成長性重視資産の組入比率を約25%としました。

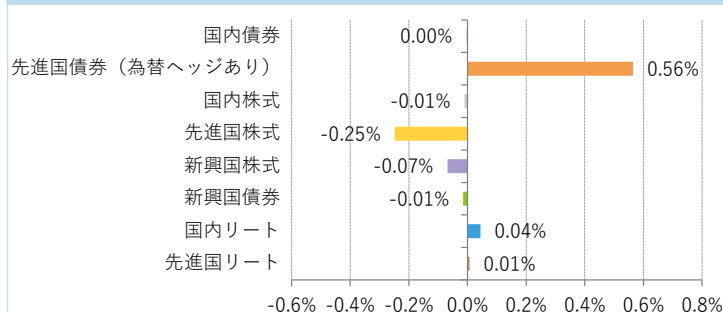
■設定来のパフォーマンスについて

運用開始以降、9月中旬にはサウジアラビアの石油施設が攻撃され、中東地域における地政学リスクが高まりました。また、米中通商協議において、中国代表団が米国農家の視察を中止した際には貿易交渉の後退が懸念され、株式市場は海外を中心に軟調に推移しました。下旬には、米トランプ大統領における弾劾調査の観測が高まる局面があったものの、定量的手法の中で用いている欧州などの小型株指標では底堅い推移が観測されたことに加え、株式市場における下落幅は小幅なものに留まっており、リスクオン局面は継続しています。また、先進国各国で金融緩和が実施される中、内外債券市場及び内外リートは堅調に推移しました。

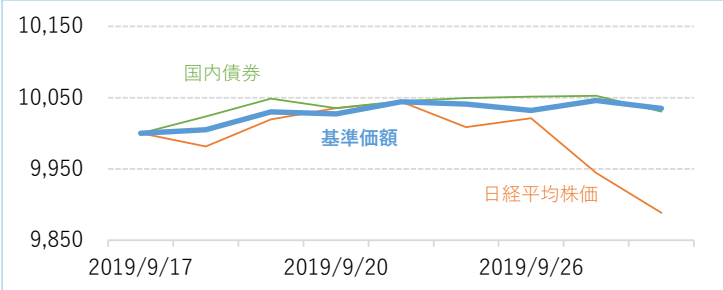
そのような中、当ファンドでは株式資産の組入がマイナス寄与となったものの、主として先進国債券（為替ヘッジあり）の上昇がプラス寄与（図1）となり、全体としては安定的なリターンとなりました。

■今後の運用方針について

投資環境を定量的に分析し、運用リスクのコントロールを目指して投資環境の変化に応じた資産配分の見直しを機動的に行います。定量的手法の中で用いているマーケット指標のうち、欧州小型株指標が底堅く推移している一方、欧米の信用リスクの上昇が観測されているため、投資環境としてはファンド設定時からほぼ横ばい推移と判断しました。そのため、成長性重視資産の組入比率は約25%を維持する方針であり、引き続き安定的なリターンの獲得を目指します。

図1 基準価額の騰落率要因分析（設定来）


※上記騰落率要因分析値は、各資産別に投資しているマザーファンドがファンドの騰落率に与えた影響等の目安をお伝えするために簡便的に計算した概算値であり、その正確性、完全性を保証するものではありません。
 ※各騰落率要因分析値は、各マザーファンドの騰落率と資産配分比率に基づく概算値です。

図2 基準価額と日経平均株価・国内債券の推移（設定来）


※日経平均株価・国内債券は、当ファンドの設定日（2019/9/17）時点をもとに10,000として指数化。国内債券の使用インデックス：NOMURA-BPI総合指数


りそな・リスクコントロールファンド2019-09
愛称：みつぼしフライト2019-09
単位型投信/内外/資産複合

ファンドの目的

安定した収益の確保と、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1. 投資環境の変化に応じた資産配分の調整を通じて、信託財産の収益確保を目指します。
2. ファンドの基準価額下落時においても、あらかじめ設定した『確保ライン』を上回る水準で運用を継続することを目指します。
3. 以下の条件に該当した場合、ファンドは繰上償還*します。
 このとき、ファンド設定時に締結するりそな銀行との保証契約の履行により『確保ライン』を下回ることなく繰上償還します。
 - ・ 基準価額が『確保ライン』まで下落した場合。
 - ・ 基準価額と『確保ライン』との差が20営業日連続して50円未満となった場合。
 * 基準価額が『確保ライン』を上回っている場合でも、上記の条件以外の理由によって委託会社が繰上償還を決定することがあります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

原則、毎年8月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

★将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

**みつぼし
フライト**
りそな・リスクコントロールファンド2019-09
愛称：みつぼしフライト2019-09
単位型投信/内外/資産複合
投資リスク
< 基準価額の変動要因 >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

市場 リスク	株価変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
	金利（債券価格） 変動リスク	金利（債券価格）は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇（低下）した場合は値下がり（値上がり）します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。
	リートの価格 変動リスク	リートの価格は、不動産市況（不動産価格、賃貸料等）、金利・景気動向、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。リートの価格および分配金がその影響を受け下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
	為替変動リスク	為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。また当ファンドは原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの一部低減を図ることとしていますが、当該部分の為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行う通貨の短期金利より円短期金利が低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。
資産配分リスク		複数資産（国内・外の株式、債券、リート等）への投資を行うため、投資割合が高い資産の価格が下落した場合、当ファンドの基準価額はより大きく影響を受け損失を被ることがあります。
信用リスク		実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。
流動性リスク		時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク		投資対象国・地域（特に新興国）において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

当ファンドは、基準価額が『確保ライン』を下回らないことを目的とした保証契約を締結し基準価額下落時における損失の限定を図りますが、保証契約は保証会社（株式会社りそな銀行）の信用リスクの影響を受けます。保証会社が破綻したとき、または保証会社による保証契約の継続・履行が困難となったときは、ファンドは繰上償還します。この場合、基準価額または償還価額は『確保ライン』を下回る可能性があります。



りそな・リスクコントロールファンド2019-09

愛称：みつぼしフライト2019-09

単位型投信/内外/資産複合

<その他の留意点>

- 当ファンドは、基準価額が下落時においても『確保ライン』を割り込むことがないよう運用リスクの調整を図りつつ安定的な収益の確保を目指して運用を行います。常にファンドの基準価額が『確保ライン』を上回ることを委託会社が保証するものではありません。
- 当ファンドは、基準価額が『確保ライン』を下回らないことを目的とした保証契約を締結し基準価額下落時における損失の限定を図りますが、保証会社の破綻等により保証契約が履行されない場合には、基準価額または償還価額が『確保ライン』を下回る可能性があります。
- 次のいずれかの場合には、委託会社は、受託会社と合意の上、繰上償還します。
 - ・ 基準価額が『確保ライン』まで下落した場合。
 - ・ 基準価額と『確保ライン』との差が20営業日連続して50円未満となった場合。
 - ・ 保証会社が破綻したとき、または保証会社による保証契約の継続・履行が困難となったとき。
- また次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、繰上償還することができます。
 - ・ 信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき。
 - ・ 繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき。
 - ・ やむを得ない事情が発生したとき。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
- 分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

**みつぼし
フライト**
りそな・リスクコントロールファンド2019-09
愛称：みつぼしフライト2019-09
単位型投信/内外/資産複合
お申込みメモ（お申込みの際は、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）
※当ファンドの募集は終了しており、購入のお申込みはできません。

換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、各営業日の午後3時までに受け付けた分（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日のお申込み分として取扱います。
換金申込受付不可日	以下の日は、換金のお申込みを受け付けません。 ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行およびロンドン証券取引所の休業日
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所等における取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生した場合には、換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた換金のお申込みを取消することがあります。 また基準価額が『確保ライン』まで下落した場合は、償還日までの一定期間において換金のお申込みの受け付けを中止する場合があります。
信託期間	2029年8月15日まで（2019年9月17日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、受託会社と合意の上、繰上償還します。 ・基準価額が『確保ライン』まで下落した場合。 ・基準価額と『確保ライン』との差が20営業日連続して50円未満となった場合。 ・保証会社が破綻したとき、または保証会社による保証契約の継続・履行が困難となったとき。 また次のいずれかの場合には、委託会社は事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、繰上償還することができます。 ・信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき。 ・繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	年1回決算 8月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 ※「一般コース」のみの取扱いとなります。詳しくは販売会社にご確認ください。
課税関係	当ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）」および「ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。配当控除・益金不算入の適用はありません。税法が改正された場合などには、変更となる場合があります。

**みつぼし
フライト**
りそな・リスクコントロールファンド2019-09
愛称：みつぼしフライト2019-09
単位型投信/内外/資産複合
ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用									
購入時手数料	募集期間は終了しており、購入のお申込みはできません。								
信託財産留保額	ありません。								
投資者が信託財産で間接的に負担する費用									
運用管理費用 (信託報酬)	①当初設定日以降、2019年10月6日まで ファンドの純資産総額に対して、<u>年率1.243% (税抜1.13%)</u> を乗じて得た額とします。 ②2019年10月7日以降 1ヵ月に1度見直すものとし、前月末営業日における各マザーファンド（RAMマネーマザーファンドを除きます。）の時価総額のうち当ファンドが保有する部分の合計が、純資産総額に占める割合（以下「リスク性資産割合」といいます。）に応じ、以下の表に掲げる率を毎月初第5営業日より適用するものとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>リスク性資産割合</th><th>運用管理費用（信託報酬）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%以上</td><td><u>年率1.243% (税抜) 1.13%</u></td></tr> <tr> <td>25%以上50%未満</td><td><u>年率0.561% (税抜) 0.51%</u></td></tr> <tr> <td>25%未満</td><td><u>年率0.297% (税抜) 0.27%</u></td></tr> </tbody> </table> ※ 基準価額が『確保ライン』まで下落し、繰上償還が決定した場合は、繰上償還を決定した日の翌日以降の運用管理費用の総額は0円とします。 ※運用管理費用の配分には、別途消費税等相当額がかかります。	リスク性資産割合	運用管理費用（信託報酬）	50%以上	<u>年率1.243% (税抜) 1.13%</u>	25%以上50%未満	<u>年率0.561% (税抜) 0.51%</u>	25%未満	<u>年率0.297% (税抜) 0.27%</u>
リスク性資産割合	運用管理費用（信託報酬）								
50%以上	<u>年率1.243% (税抜) 1.13%</u>								
25%以上50%未満	<u>年率0.561% (税抜) 0.51%</u>								
25%未満	<u>年率0.297% (税抜) 0.27%</u>								
保証料	保証契約にかかる保証料は、ファンドの純資産総額に対して、<u>年率0.216%</u> を乗じて得た額とします。 保証料は、信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。 ※ 上記の運用管理費用（信託報酬）に保証料を加えた費用は最大で<u>年率1.459% (税込)</u> となります。 ※ 基準価額が『確保ライン』まで下落し、繰上償還が決定した場合は、繰上償還を決定した日の翌日以降の保証料の総額は0円とします。								
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用等（これらの消費税等相当額を含みます。）は、その都度（監査費用は日々）ファンドが負担します。これらその他の費用・手数料は、信託財産の運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。								

※上場投資信託証券、上場不動産投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

**みつぼし
フライト**
りそな・リスクコントロールファンド2019-09
愛称：みつぼしフライト2019-09
単位型投信/内外/資産複合
委託会社、その他の関係法人
■委託会社
りそなアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第2858号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
 ファンドの運用の指図を行います。
 お問い合わせ：0120-223351（営業日の午前9時～午後5時）
 ホームページ：<https://www.resona-am.co.jp/>

■受託会社
株式会社りそな銀行

ファンドの財産の保管および管理を行います。

■販売会社

募集・販売の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）などの書面の交付、換金申込の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・換金代金・償還金の支払いなどを行います。

留意事項
<本資料について>

本資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするためにりそなアセットマネジメント株式会社が作成したものです。投資信託のご購入にあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面を販売会社よりお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。

なお、以下の点にもご注意ください。

- 本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値・内容等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用ができない場合があります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。

販売会社（当ファンドの募集は終了しており、購入のお申込みはできません。）

商号（50音順）	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第7号	○		○	
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第593号	○		○	
株式会社みなと銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第22号	○		○	
株式会社りそな銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第3号	○		○	